

平成 20 年 10 月 12 日
農林水産省植物防疫所

輸出検査申請手続きの一部改正について

輸出検査の申請は、植物防疫法施行規則第25条第1項で「輸出の10日前まで（所在地で検査を受けようとする場合は輸出の30日前まで）」と定められていましたが、平成20年10月12日付けで、輸出者の利便性向上のため具体的な期限を定めず、「あらかじめ」提出するよう改正されました。

なお、輸出予定日までに円滑に検査を受検できるよう、引き続き、事前に植物防疫所と相談の上で申請されるようご協力をお願いします。

また、輸出国及び品目によっては相手国の検疫要求により検査に長時間を要する場合がありますので、ご注意ください。（例：台湾向けセンチュウ検査対象植物（主に野菜類）は、検定を行うため検査結果は翌日となります。）